

## 条 例 の 概 要

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）

・幸手市税条例の一部を改正する条例

### 1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布され、地方税法（昭和25年法律第226号）が一部改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴う所要の改正

#### (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の延長

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、その適用期限を令和9年度分の個人の市民税まで延長するもの

（附則第8条第1項関係）

#### (2) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税額の減額措置の創設

長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に行った一定の要件を満たすマンションについて、工事完了後3箇月以内にその旨を当該マンションの区分所有者が申告した場合に限り、工事が完了した年の翌年度分の家屋に係る固定資産税額を3分の1減額するものとし、その申告に関する規定を定めるもの

（附則第10条の2第27項及び第10条の3第12項関係）

#### (3) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定の削除

令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る軽自動車税環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止するもの

（附則第15条の2及び第15条の6第3項関係）

#### (4) 軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）の延長

軽自動車税種別割のグリーン化特例（軽課）について、その特例期限を3年間（25%軽減の対象については2年間）延長するもの

（附則第16条関係）

- (5) 優良住宅地の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例の延長  
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を令和 8 年度分の個人の市民税まで延長するもの

(附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項関係)

- (6) その他地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて (専決第 3 号)

- ・幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 1 号) が公布され、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) が一部改正 (令和 5 年 4 月 1 日施行) されたことに伴う引用条項の整備

(附則第 2 項から第 6 項まで及び第 19 項関係)

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて (専決第 4 号)

- ・幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号) の一部改正に伴う国民健康保険税の減額に係る軽減判定の改正

- (1) 5 割軽減の判定所得の算定の際に被保険者数に 28 万 5,000 円を乗じて算定していたが、これを 29 万円とするもの

軽減区分	軽減判定所得額
5割軽減	43万円 + <u>28万5,000円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1)
	↓
	43万円 + <u>29万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1)

(第21条第2号関係)

- (2) 2割軽減の判定所得の算定の際に被保険者数に52万円を乗じて算定していたが、これを53万5,000円とするもの

軽減区分	軽減判定所得額
2割軽減	43万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1)
	↓
	43万円 + <u>53万5,000円</u> × 被保険者数 + 10万円 × (一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数 - 1)

(第21条第3号関係)

## 2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和5年4月1日

- (2) 適用区分

改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。